破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第６号
新潟県佐渡市三川1138番地１
債務者　榎　　正一
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣田　貴子
4　破産債権の届出期間　平成24年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成24年６月７日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２４年（フ）第７９号
富山市富岡町１番地
債務者　瀬川　幸辰
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青島　明生
4　破産債権の届出期間　平成24年４月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月８日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８０号
富山市富岡町１番地
債務者　瀬川世津子
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青島　明生
4　破産債権の届出期間　平成24年４月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月８日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４７号
岡山県総社市福谷1840番地２
債務者　上野　　忍
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水田美由紀
4　破産債権の届出期間　平成24年５月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月21日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第４５号
愛知県犬山市大字今井字保町37番地
債務者　小川　　修
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　秀司
4　破産債権の届出期間　平成24年５月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月29日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第４号
宮城県黒川郡富谷町成田７丁目28番地33
債務者　小泉　拓学
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高田　英典
4　破産債権の届出期間　平成24年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月13日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６８号
仙台市青葉区双葉ケ丘１丁目32番22号　グレートハイツ双葉ケ丘101
債務者　船岡　　実
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　弘樹
4　破産債権の届出期間　平成24年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月26日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１１９号
仙台市太白区八木山本町２丁目６番地の１
クレールヒルズ202
債務者　高橋　　亨
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　初江
4　破産債権の届出期間　平成24年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月26日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４１号
福岡県久留米市宮ノ陣５丁目19番27号　トラッド宮ノ陣Ｂ棟102号、前住所福岡県小郡市赤川666番地５
債務者　古賀　通子
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白水由布子
4　破産債権の届出期間　平成24年４月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第４９号
福岡県久留米市北野町中川951番地１
債務者　宮崎　弘利
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中健太郎
4　破産債権の届出期間　平成24年４月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月25日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１６６号
山口県山陽小野田市稲荷町５番17号
債務者　町田　光男
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　久典
4　破産債権の届出期間　平成24年４月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月31日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第３１４号
名古屋市昭和区福原町２丁目63番地の１
債務者　菊池　一人
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平林　拓也
4　破産債権の届出期間　平成24年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月14日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４８号
兵庫県尼崎市武庫豊町３丁目６番１―101号
債務者　逸見　眞敏
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　密　　克行
4　破産債権の届出期間　平成24年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月28日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１３号
青森県弘前市大字山崎２丁目６番地12
債務者　嶋津　聡子
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩谷　直子
4　破産債権の届出期間　平成24年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月25日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第３２号
秋田県鹿角市花輪字上花輪348番地
債務者　越前谷よえ子
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金田健一郎
4　破産債権の届出期間　平成24年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月２日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
青森地方裁判所弘前支部